

トピックス編

○公益法人化

- ・明治以来の旧法の改正に伴い、全面的な財団法人の見直しが実施された。農村更生協会は新たに公益財団法人として活動することとなり、認定された事業は、農業教育を行う公益事業と加工・直売所に関わる収益事業に分けられた。

事業内容の詳細

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公 1	農業者教育施設における農業教育	70.0%

[1] 事業の概要について(注1)

<p>協会は、ハケ岳西麓の長野県原村と茅野市にまたがる農地を主体にした約250ヘクタールの敷地に農業者教育施設(ハケ岳中央農業実践大学校)を有しており、この施設において23名の教職員により、農業・農村の担い手及び指導者の養成、農業技術及び経営の研修、農林業体験学習等の農業教育に関する事業を実施している。</p> <p>当校の農業教育においては、食料自給率の向上や安全な食料の安定供給をめざして、それを支える人材を養成するとともに学童に対する、いのちと食と農の大切さの理解の増進にも貢献するものである。</p> <p>しかもこれらの事業は、農業を理解し、志す者を広く育成することを目的とする実践的な農業教育を進めるための手段として位置づけられるものであり、教育スタッフやフィールドも共用していることから、これらを一つの事業としてまとめることとした。</p> <p>また、これらの事業実施に必要な財源は、基本財産の運用収入、学生や研修生からの入学金及び研修料収入、農場実習の成果としての農畜産物販売収入、さらには国庫補助金収入等で賄っている。</p> <p>1 農業・農村の担い手及び指導者の養成事業 専修科は高卒2年課程で入学定員30名、研究科は大卒、短大卒の7ヶ月から1年課程で定員10名であり、学生は青森県から沖縄県まで全国各地から集まっている。専攻科目は農産園芸と畜産部門で5つのコースに別れており、少人数の濃密指導によって大規模畑作、酪農等の経営者を養成している。これまでに3千名を超える卒業生を送り出し、その多くは自ら農業経営を行いながら、生産組合や地域のリーダーとして活躍している。</p> <p>当校の教育の基本は、師弟同行の実践教育であり、全寮制の下で、農畜産物の生産から流通、加工、販売までのトータルな技術と経営のノウハウを農場実習を通じて習得し、卒業後は地域の実態に即した形で農業の現場に生かせることを目指しており、就農する者の他、JICA青年協力隊や農業関連業界での活躍を目指して研鑽を積むケースも多い。</p> <p>2 農業技術及び経営の研修事業 農業高校生や小・中・高の教員、農水省や政策金融公庫の新入職員、農業関連企業等の社会人に対して、1~2週間の農場での実践的な研修プログラムにより、農業技術や経営の基本的な学習を通じて農業、農村への理解の促進を図る短期研修を行っている。</p> <p>高校生は夏休みのこの研修を通して本校への入学を決心する者も多い。</p> <p>3 農林業の体験学習事業 小中学生が1~2日、当校の圃場や畜舎、加工施設での農畜産物の生産、加工、調理や森林での枝打ち、間伐、植林、炭焼き等の13ショップに分かれて専門の指導員の下で、生命の尊さや自然の厳しさを学び、農林業や農山村への理解の増進を図る体験学習を実施している。</p> <p>当校での受け入れは年間1万8千名にのぼり、全国的に最大の規模となっており、学校教育の中での年間行事として定着し、毎年、一定の年次の生徒を送り込んでくる小中学校も多い。</p> <p>4 農業教育の調査研究事業 当協会の初期の段階では農村更生運動の進め方等に関する調査研究が主な事業であったが、その後、農業教育機関としての事業展開を図る中で、農業教育のあり方に関する調査研究が行われてきた。</p> <p>今後は、農業教育手法の開発や教育効果の評価の検討、更には高度な技術と優れた経営の実践事例分析及びそれらに関する情報の発信等に重点を置いて進め、農業教育の円滑な実施に資する予定である。</p>

[2] 事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		第4条第1項第1号から第4号
事業の種類(別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
01	本事業は、大学、試験研究機関や普及組織で研究開発された学理や技術を大規模な圃場での実践的な教育を通じて習得するとともに、学生が自らの専攻部門の課題についてプロジェクト研究としてその解決に取り組むことにより、現場での高度な技術の普及定着に資する面もあることから、「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」に該当すると考えます。	
09	本事業は、農業経営者並びに地域リーダーを養成するために農業教育や研修を行うとともに、小中学生の農林業や農山村理解のための体験学習を行うものであることから、「教育を通じて、国民の心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当すると考えます。	
07	上と同じ理由から、「児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業」にも該当すると考えます。	
21	本事業は、農業の振興や農村の活性化を担う人材の育成を目的とするものであることから、「国民生活に不可欠な食料の安定確保を目的とする事業」に該当すると考えます。	

19	上と同じ理由から、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」にも該当すると考えます。	
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2。))		
<p style="text-align: center;">チェックポイント事業区分</p> <p>(下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考えられる場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)</p>	<p style="text-align: center;">チェックポイントに該当する旨の説明</p> <p>(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うかがわかるように記載してください。)</p>	
<p>(3) 講座、セミナー、育成</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>農業・農村の担い手及び指導者の養成事業、並びに農業技術及び経営の研修事業については、以下の点に留意して実施している。</p> <p>1 定款の目的及び事業に位置づけるとともに、講座、セミナーの各コース毎に実施要領を定めて、適切な事業の実施に努めている。</p> <p>2 生徒募集要項をホームページに公開し、全国的に募集を行っている。なお、専修科、研究科については学生の質の確保のため、入学試験による選抜を行い、入学者を決定している。</p> <p>3 教官は、専門分野ごとに専門性を審査の上採用しているので一定の水準が確保されている。学生や受講者の達成度は試験やレポートによって随時、確認されている。</p> <p>4 教官や講師の報酬は国家公務員の給与制度を参考に給与規定で決めており、適正な水準にある。</p> <p>その他説明事項</p>	
<p>(4) 体験活動等</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)</p> <p>3. 体験活動に専門家が適切に関与しているか。</p>	<p>農業の体験学習事業については、以下の点に留意して実施している。</p> <p>1 定款の目的及び事業に位置づけるとともに、実施要領を定め、ホームページ上で広く募集する等不特定多数の者が参加できるよう、適切な事業実施に努めている。</p> <p>2 学童の農林業理解の促進に資するプログラムとして、園芸、畜産、加工、森の体験等4部門に13のショップを設け、経験豊富な専門指導員の下で、生命の尊さや自然の厳しさを学習、体験できるプログラムとなっている。</p> <p>3 各ショップに経験豊富な専門指導員が配置されており、学童の状況に応じた指導が適切に行われるよう配慮している。</p> <p>その他説明事項</p>	
<p>(6) 調査、資料収集</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p>	<p>農業教育に関する調査研究については、以下の点に留意して実施することとしている。</p> <p>1 定款の目的及び事業に位置づけるとともに、実施要領を定めて実施する。</p> <p>2 各調査研究課題毎に目的、項目、メンバーを明らかにし、その結果や資料は冊子にとりまとめるとともにホームページ等に公表し、外部へ提供する。</p> <p>3 調査研究は各部門の専門家を委員に委嘱して実施する。</p> <p>4 協会が直接、企画・運営に当たる。</p>	

<p>1. 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないとすることはないか。</p> <p>(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3. 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4. 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>その他説明事項</p>
---	----------------

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注3)

許認可等の名称	私立専修学校の設立認可	
根拠法令	学校教育法及び専修学校設置基準	
許認可等行政機関	長野県総務部文書学事課	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(2) 収益事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款(法人の事業又は目的)上の根拠
収 1	農業者教育施設における農畜産物の加工所、直売所等の運営	定款第4条第1項第5号

事業の概要

本事業は、農場内の加工所、直売所等において、農畜産物を加工することによって保存性や付加価値を高めたり、直売により流通経費を削減しながら直接消費者に鮮度の良いものを提供したり、おいしく調理したものを提供すること等を通じて農場の農畜産物に対する対外的な評価を高めつつ、収益の安定化を図り、本校教育の充実に資するものである。

加工品としては、チーズ、アイスクリーム、レトルトカレー、トマトジュース、ジャム等があり、直売所では、加工品の他、青果物、牛乳、鶏卵、花卉等を販売している。

これらの加工や直売も実践教育を基本とする本校においては農業経営学習の重要な場になっており、学生は価格設定、品揃え、セールストーク、顧客ニーズの把握等マーケティングのノウハウを習得している。

また、直売所は地元とのつながりが深く、「八ヶ岳農場」ブランドは観光客に浸透しており、村の観光資源の一つとして社会的にも貢献している。

さらに、この事業においては、加工や調理適性に優れるなど特に高品質、高付加価値な原材料を供給するための「特別栽培圃場」の管理、運営も行うこととしている。

本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注1)

許認可等の名称	乳処理業、乳製品製造業、アイスクリーム類製造業、乳類販売業、喫茶店営業、飲食店営業
根拠法令	食品衛生法
許認可等行政機関	長野県諏訪保健所

本事業の利益の額が0円以下である場合の理由又は今後の改善方策について(注2)

注1 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

注2 本事業における利益から、管理費のうち本事業に按分される額を控除した額が、0円以下である場合に記載してください。

公益財団法人農村更生協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人農村更生協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 協会は、農業者教育施設における実践的な教育に関する事業を行い、我が国農業と農村の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業の担い手及び農村の指導者の養成に関する事業
- (2) 農業技術及び経営の研修に関する事業
- (3) 農林業の体験学習に関する事業
- (4) 農業教育（特に技術及び経営）の調査研究に関する事業
- (5) 農畜産物の加工所、直売所等の運営に関する事業
- (6) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本国内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 協会の目的である事業を行うために、理事会及び評議員会において決議された財産を基本財産とする。

- 2 基本財産は、協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公

益目的取得財産残額を算定し、前条2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 協会に評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は

同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

- 第13条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関して必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等支給の基準並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

（構成）

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選による。

（権限）

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準

- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招 集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第21条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事10名以上15名以内。

(2) 監事2名以内。

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、協会の理事及び評議員並びに使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別な関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で報酬等を支給す

ることができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等支給の基準並びに費用に関する規程による。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会はすべての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第32条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

(理事会への報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事

- 項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第23条第3項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 事務局

(事務局)

- 第35条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、第3条及び第4条並びに第11条についても適用する。

(解散)

- 第37条 協会は、基本財産の滅失による協会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第38条 協会が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 協会が精算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 協会の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 補 則

(委 任)

第41条 この定款の定めるもののほか、協会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の日を事業年度の開始日とする。
- 3 協会の最初の代表理事は、濱口義曠と大森昭彦とする。
- 4 協会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
安藤義道、伊藤友春、狩谷昭男、木村伸男、佐藤邦夫、清水 澄、
鈴木信毅、立石良忠、納口るり子、野口政志、野村一正、松本有幸、
和田宗利

○認定農業者

- ・行政からの補助事業・金融機関からの融資などに認定農業者であることが求められるため、原村に対して経営改善計画を提出し認定されるよう申請し、平成29年度に認められた。



ニューグリーンファーマー
農業経営改善計画認定書

(公財) 農村更生協会 殿

あなたから平成29年8月18日に認定申請のあった農業経営改善計画は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規程により、適当であると認定します。今後、地域の農業の担い手として農業経営に鋭意精進してください。

原村長 五味 武雄



認定番号： 29-4号

認定日： 平成29年10月26日

認定の有効期限： 平成34年10月25日 まで

原村村長 五味 武雄 殿

公益財団法人 農村更生協会
会長 濱口 義 曠
八ヶ岳中央農業実践大学校
校長 清水 矩 宏

農業経営改善計画書の提出について

日頃より当協会運営につきましましては、多大なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会管理の八ヶ岳中央農業実践大学校内の農業部門を中心とした農業経営の新たな発展をこころみするため、標記計画書の認定を頂きたく農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、別紙農業経営改善計画を提出いたしますので何卒内容の認定のほどよろしくお願いいたします。

平成 29 年 8 月 18 日

認定農業者申請理由

公益財団法人 農村更生協会
八ヶ岳中央農業実践大学校
校長 清水 矩宏

当校は昭和 13 年に原村及び茅野市の約 220ha の土地に農業指導者養成目的で設立され、来年で 80 周年を迎える農業教育機関であります。そして、その一環として、当校圃場で生産される農業生産物等の販売による収益金を農業教育に還元することで学校教育を維持継続させております。昨年度、内閣府公益認定委員会に対し、当校が「農業」を行う旨定款変更の申請を行い承認されました。

H22 年までは農林水産省から農業教育に関する人件費等の補助金がありました。H23 年からは事業仕分けによる政策転換により打ち切れ、自立経営が求められています。

こうした中、H26 年 2 月には大規模な雪害が発生し、当校のガラス温室が 2 棟倒壊しました。しかし、認定農業者でないことを理由に再建のための補助も受けられない事態が発生しました。また、建物や設備も老朽化し、耐用年数を大幅に超えた機械も多く、早急な対応が求められています。

一方、当校では J A 信州諏訪のセロリ部会の一員に加わり、セロリ出荷額日本一の原村の一翼を担っておりますことから、今後認定農業者となることで、他の農業者と同等な補助制度の利用が可能になるものと考えております。

今後認定農業者として認定された場合には、日本政策金融公庫スーパー L 資金等の借入により、IoT 先進企業との連携に対応可能なハウス建設や、新たな加工技術を整えた加工室の建設、他に農業用機械を順次更新するなど、新たな技術・機械による生産性向上や労働時間の削減を図る予定であります。

なお他県になりますが、当校と同業種の法人も認定農業者として認定を受けております。山梨県の公益財団法人キープ協会（清泉寮）、また、茨城県で農業教育を行う公益社団法人日本国民高等学校協会（日本農業実践学園）が認定農業者となっております。

農業経営改善計画

①目標とする営農類型		総合農場型（畜産+野菜+花卉）				
②経営改善の方向の概要		機能性農産物の生産と個性化販売に取り組み環境に配慮し、生産規模に見合った収益性の向上を図る。				
		（年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標）				
			現状		目標（33年）	
		年間農業所得	8,828千円		53,036千円	
	年間労働時間	2,160時間		2,000時間		
	作目・部門名	現状（28年）		目標（33年）		
		作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量	
③農業経営の規模の拡大に関する目標	(経営状況)					
	○畜産					
	酪農	75頭	690,000kg	75頭	670,500kg	
	一般飼養(成牛)	75頭	690,000kg	55頭	522,500kg	
	放牧酪農(成牛)	0頭	0kg	20頭	148,000kg	
	個体販売等	38頭		40頭		
	自給飼料	8,500a	2,975t	8,000a	2,975t	
	養鶏	9,000羽	162,000kg	10,000羽	180,000kg	
	一般卵	9,000羽	162,000kg	4,000羽	90,000kg	
	特殊卵	—羽	—kg	4,000羽	90,000kg	
	良質堆肥	—	—	—	1,800t	
	○農産園芸	1,499.0a		2,008.0a		
	ハウス栽培	38.5a	Kg	48.0a	Kg	
	トマト	23.6a	14,160	30.0a	19,800	
	ナス	3.6a	2,340	4.5a	3,218	
	ピーマン	3.7a	925	4.5a	1,238	
	キュウリ	3.8a	3,420	4.5a	4,455	
	ズッキーニ	3.8a	2,242	4.5a	2,921	
	露地栽培	1238.1a		1,710.0a		
	セロリー	99.2a	42,656	150a	77,550	
	ジャガイモ	65.0a	18,200	160a	49,280	
	スイートコーン	219.6a	21,960	400a	44,000	
	ブロッコリー	426.9a	27,749	500a	44,000	
カボチャ	427.4a	61,973	500a	80,000		
その他	222.4a		250.0a			
ほうれん草	13.4a	1,700	18.5a	2,349		
たまねぎ	23a	5,800	28a	7,060		
人参	12a	2,400	15a	3,000		
その他	174.0a	9,894	188.5a	10,726		
○花卉						
ハウス：	17a		20a			
3棟（3.3a/棟）						
2棟（野菜と兼用）		5,000鉢		6,000鉢		
鉢花：シクラメン・ペゴニア						
苗（花壇用）：						
ビオラ・パンジー・ペチュニア		100,000P		110,000P		
切花（ドライフラワー用）						
経営面積等 合計	・舎飼 75頭 放牧 0頭 ・自給飼料 8,500a ・鶏 9,000羽 ・野菜 1,499a ・花卉 17a (4棟)	/	・舎飼 55頭 放牧 20頭 ・自給飼料 7,991a ・鶏 10,000羽 ・野菜 2,008a ・花卉 17a(4棟)	/		

③ 農業経営規模の拡大に関する目標	区分	地目	所在地 (市町村名)	現状		目標 (33年)	
	所有地	畑	茅野市	5,494a	5,494a		5,494a
			原村	1,929a	1,929a		1,929a
		山林	茅野市	3,578a	3,578a		3,578a
			原村	4,227a	4,227a		4,227a
	借入地	畑	茅野市	2,975a	2,975a		2,975a
			原村	0a	0a		0a
		山林	茅野市	1,983a	1,983a		1,983a
			原村	0a	0a		0a
	特定作業受託	作目	作業	現状		目標 (年)	
作業受託面積				生産量	作業受託面積	生産量	
	—	—	—	—	—	—	
作業受託	作目	作業	現状		目標 (年)		
	—	—	—		—		
	単 純 計		—		—		
	換 算 後		—		—		
農畜産物の加工・販売その他の関連・付帯事業	事業名	内容		現状 (販売額)		目標 (33年)	
	乳製品	生産される一部を当農場内で生産される生乳を用いて牛乳・チーズ・ヨーグルトを製造		50,000 千円		59,000 千円	
	鶏 卵	生産される一部を当校直売所において販売		8,200 千円		12,000 千円	
	野 菜	生産される一部を当校直売所において販売他市場流通		11,000 千円		20,000 千円	
	花 卉	生産される一部を当校直売所において販売他市場流通		12,000 千円		16,000 千円	

④ 生産方式の合理化に関する目標	機械・施設	機械・施設名		形式、性能、規模等及びその台数			
				現状		目標 (33年)	
	できる限り現状を維持し、耐用年数見合ではなく点検整備を徹底し、耐用年数の延長をはかる。						
	原状	別紙 「施設・機械台帳」 のとおり					
	目標 (33年)	乗用定植機 2条植		2	台		
	新規導入予定	クローラートラクター 100PS		1	台		
		トレーラー		1	台		
		ロータリーカルチベーター		1	台		
		育苗用ハウス	5a	1	棟		
	農地の利用条件	現状		目標 (33年)			
農地管理が不十分で生産力が不揃い		草地管理の徹底並びに連作障害防止のための農地管理を徹底し、単収増を図る					
作目部門別合理	作物・部門名	現状		目標 (33年)			
	畜産部酪農	牛舎飼養		<ul style="list-style-type: none"> 移動式搾乳方式による放牧飼養に一部切替える (省力化) 機能性生乳の生産による有利取引の実現 自給飼料圃場の高度化によるコスト削減 			
		畜産部養鶏	ゲージ飼養		<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した平飼いの導入 臭気低減技術の導入 		

化 の 方 向	乳製品加工部	既存製造	<ul style="list-style-type: none"> ・新製品の開発 ・放牧牛乳を用いた機能性乳製品の加工
	園芸部野菜	慣行栽培	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模機械化による効率化・省力化を目指した生産態勢 ・連作障害防止技術の確立
	園芸部花卉	慣行栽培	<ul style="list-style-type: none"> ・高冷地の気象条件を生かした秋出荷増 ・夏季に咲く花の開発
⑤経営管理の合理化に関する目標		現状 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の生産物の規格・基準は一般的なものとなっている。 	目標（33年） <ul style="list-style-type: none"> ・HACCP、GAP等各種認定制度を導入し、品質及び製品の個性化を目指す。
⑥農業従事の態様等の改善に関する目標		<ul style="list-style-type: none"> ・個別の労務管理について課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化等導入による労働時間短縮や労務管理体制の合理化

経営改善の目標		措置	
⑦ 目 標 を 達 成 す る た め に と る べき 措 置	○放牧飼養 (畜産部－酪農)	<ul style="list-style-type: none"> ・経営全体で環境に配慮しつつ、慣行的生産方式の県内指標に対する平準化はもとより、新たに開発した放牧地内における搾乳方式を用い、生産の個性化を推進 ・自給飼料生産高度化を図るために草地カルテを活用 ・国及び関連機関と連携した新技術等を用いた試行的生産方式の積極的導入を行う。 	
	○機能性卵の生産と販売 (畜産部－養鶏)	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術等を用いた平飼いの導入 ・経営全体で環境に配慮した臭気低減技術の導入 ・食品残渣を飼料へ添加し、機能性を強化した鶏卵の生産 	
	○機能性乳製品の加工・販売 (加工流通部－加工)	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい新製品の開発 ・放牧で生産された生乳を、既存の生乳とは分離加工し機能性を高めた製品の製造 ・他機関とのコラボレーションによる増産態勢 	
	○農産技術導入 (農産園芸部－野菜)	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模機械化による省力化を目指した生産態勢の確立 	
	○園芸販売戦略 (農産園芸部－花卉)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに高機能温室を整備 ・市場性のある品種を選定導入し、高単価出荷を行う 	
	○農業従事状況の改善 (生産現場－全体)	<ul style="list-style-type: none"> ・職務規定の見直し及び農林水産業の目標値に準拠する。 	

経営の構成	氏名 (役員名)	年齢	代表者と続柄 (法人経営にあつては役職)	現状		見通し	
				担当業務	年間農業従事日数(日)	担当業務	年間農業従事日数(日)
別紙「農場職員名簿」のとおり							
雇 用 者	常時雇(年間)		実人数	現状	12人	見通し	15人
	臨時雇(年間)		実人数	現状	5人	見通し	5人
			延人数	現状	600人	見通し	600人

